

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月27日

金曜日

第4619号

目次

規 則	
○富山県特定調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則	1
○富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	2
○富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○土地区画整理事業の終了認可	4
○土地区画整理事業の換地処分	5
○道路の位置の指定	
○位置の指定を受けた道路の変更	
○指定管理者の指定	6
○道路の区域変更	7
○道路の供用開始	9
○指定障害福祉サービスの事業の廃止	10
訓 令	
○富山県の用地取得に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令	11
公 告	
○令和2年度富山県調理師試験の実施	12
○基本測量の終了	13
○公共測量の実施	
○土地改良区の役員の就退任	14
教育委員会公告	
○教育職員免許状の失効	15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県特定調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県特定調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

富山県特定調達苦情検討委員会規則（平成26年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に富山県特定調達苦情検討委員会の委員である者の任期は、この規則による改正後の富山県特定調達苦情検討委員会規則第3条第1項本文の規定にかかわらず、令和2年4月30日までとする。

(検査室)

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第21号

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

富山県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年富山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	児 童 手 当	」
を	子 ども 手 当	」
「	児 童 手 当	」
に、	児 童 手 当	」
「	単 身 赴 任 手 当	」
を	単 身 赴 任 手 当	」
「	管 理 職 員 特 別 勤	」
「	務 手 当	」

に改め、7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる部分を除く。次項において同じ。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（別表の改正規定を除く。）による改正後の別表の規定は、令和2年度の予算から適用し、令和元年度の予算については、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する規則

富山県毒物及び劇物取締法施行規則（昭和32年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（くすり政策課）

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第136号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により射水市奈呉町第一街区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市奈呉町第一街区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
新湊都市開発株式会社
- 3 事業施行期間
平成30年1月22日から令和2年3月31日まで
- 4 施行地区
射水市放生津町の一部
- 5 施行認可の年月日
平成30年1月22日
- 6 終了の認可の年月日

令和2年3月27日

富山県告示第137号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3 項の規定により魚津市吉島地区土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨届出があったので、同条第 4 項の規定によりその旨を公告する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第138号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	67.14	黒部市植木 812 番 2	黒部市植木 813 番	令和2年 1月28日
2	5.60	28.91	氷見市朝日丘 4369番	氷見市朝日丘 4369番	令和2年 2月18日
3	6.00	27.42	砺波市深江 1 丁 目 105番 1	砺波市深江 1 丁 目 106番	令和2年 2月18日

富山県告示第139号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）第18条第3項の規定により告示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

	道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
				始点の地名地番	終点の地名地番	
変更前の道路	1	4.25～ 6.25	52.28	魚津市大光寺字大割355番1	魚津市大光寺字大割372番1	昭和60年 3月14日
変更後の道路	1	6.13～ 6.54	52.42	魚津市大光寺字大割355番1	魚津市大光寺字大割372番1	令和2年 2月20日
	2	6.00	32.43	魚津市大光寺字大割370番4	魚津市大光寺字大割354番2	令和2年 2月20日

富山県告示第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和2年3月27日

富山県生活環境文化部長 須 河 弘 美

1 公の施設の名称

富山県美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

富山県告示第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

高志の国文学館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

富山県告示第142号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月27日から

1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 坪野湯上線	魚津市稗島字小坂 390番 1 から	変更前		最大 23.7 最小 8.0	136.4	新川土木 センター
	魚津市稗島字小坂 376番 1 まで	変更後		最大 26.8 最小 9.2	136.4	
主要地方道 宇奈月大沢野 線	魚津市鹿熊2557番2 から	変更前		最大 19.6 最小 6.9	286.1	新川土木 センター
	魚津市鹿熊字焼錐 1 番ま で	変更後		最大 20.1 最小 9.7	286.1	
県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字万年割22 番7 から	変更前		最大 16.0 最小 7.0	163.9	富山土木 センター
	富山市本郷町字水懸割 393番14まで	変更後		最大 16.9 最小 14.0	163.9	
県道 湯八尾線	富山市八尾町上新町字寺 山3084番4 から	変更前		最大 22.0 最小 5.2	547.5	富山土木 センター
	富山市八尾町西町字西下 島1055番3まで	変更後		最大 36.0 最小 12.7	547.5	
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1689番地先か ら	変更前		最大 11.0 最小 10.5	34.0	高岡土木 センター
	射水市戸破1690番1 地先 まで	変更後		最大 13.3 最小 11.8	34.0	

県道 福岡停車場線	高岡市福岡町下蓑字中島 353番4から	変更前	最大 32.9 最小 14.0	75.4	高岡土木 センター
	高岡市福岡町下蓑字梨子 木2387番4まで	変更後	最大 22.9 最小 13.0	75.4	
主要地方道 福光福岡線	高岡市福岡町下蓑新 475 番2から	変更前	最大 22.0 最小 22.0	40.3	高岡土木 センター
	高岡市福岡町下蓑新 475 番2まで	変更後	最大 24.4 最小 22.0	40.3	

富山県告示第143号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月27日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 坪野湯上線	魚津市稗島字小坂 390番1から 魚津市稗島字小坂 376番1まで	令和2年3月27日	新川土木 センター
主要地方道 宇奈月大沢野線	魚津市鹿熊2557番2から 魚津市鹿熊字焼錐1番まで	令和2年3月27日	新川土木 センター

県道 三室荒屋富山線	富山市本郷町字万年割22番7から 富山市本郷町字水懸割 393番14まで	令和2年3月27日	富山土木センター
県道 湯八尾線	富山市八尾町上新町字寺山3084番4から 富山市八尾町西町字西下島1055番3まで	令和2年3月27日	富山土木センター
県道 東猪谷富山線	富山市上野 777番地先から 富山市上野 601番地先まで	令和2年3月27日	富山土木センター
県道 太閤山戸破線	射水市戸破1689番地先から 射水市戸破1690番1地先まで	令和2年3月27日	高岡土木センター
県道 福岡停車場線	高岡市福岡町下蓑字中島 353番4から 高岡市福岡町下蓑字梨子木2387番4まで	令和2年3月27日	高岡土木センター
主要地方道 福光福岡線	高岡市福岡町下蓑新 475番2から 高岡市福岡町下蓑新 475番2まで	令和2年3月27日	高岡土木センター

富山県告示第144号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援A型	令和2年3月31日	1610200436	特定非営利活動法人はっぴーファーム	高岡市福岡町蓑島 584番地	特定非営利活動法人はっぴーファーム	高岡市福岡町蓑島 584番地

第37条第1項中「取得又は」を「取得若しくは」に改め、同条第2項中「及び借家人」を「、借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定は、公表の日から施行する。

(管 理 課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

令和2年度富山県調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和2年度富山県調理師試験を次のとおり実施するので公示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和2年10月10日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

高岡市生涯学習センター（高岡市末広町1-7）

2 受験手続

(1) 一般郵送受付

令和2年5月11日（月）から6月5日（金）まで（当日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて送付すること。

(2) 団体窓口受付（5名以上）

令和2年5月11日（月）から6月5日（金）までの平日の午前9時から午後5時まで

受付場所は一般郵送に同じ。

公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡すること（電話03-3667-1815）。

3 受験申請書の配布

令和2年5月11日（月）から6月5日（金）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛生課及び公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から標高データ及びオルソ画像を作成する。

2 作業期間

令和元年8月27日から令和2年2月21日まで

3 作業地域

高岡市、氷見市

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年11月11日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

小矢部市

土地改良区の役員の就任

立山町土地改良区の役員に次の者が令和2年3月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	遠 藤 仁 志	中新川郡立山町野町 10番地

土地改良区の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が平成31年4月1日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年3月27日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	川 合 昭 夫	砺波市三谷817番地

土地改良区の役員の就任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が令和2年2月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年3月27日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	定司 俊憲	南砺市上野 265番地
同	三屋 勉	高岡市今泉 96番地

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月27日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	藤崎 晋太郎	
本籍地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領域	授与権者
中学校教諭1種免許状	外国語 (英語)	京都府
高等学校教諭1種免許状	外国語 (英語)	京都府

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日

令和元年12月26日

